

教育行政方針



平成30年3月

標茶町教育委員会

標茶町議会第1回定例会にあたりまして、平成30年度教育行政方針をご説明させていただき、町議会並びに町民各位の深いご理解とご協力をお願いする次第であります。

◇はじめに

昨年より将棋の藤井 総太^{ふじい そうた} 六段、卓球の張本 智和^{はりもと ともかず} 選手や伊藤 美 誠^{いとう みま} 選手に代表される10代の若者たちの活躍が目立っております。2年後に迫っている東京オリンピックでも期待が寄せられている世代でもあり、若者の活躍は私たちに勇気と希望を与えてくれます。

一方で、今の子どもたちの65%が、大学卒業時には、今は存在していない仕事に就くといわれております。また、雇用者の約47%の仕事が自動化されるといった予測があるように、将来の社会を予測することが困難な時代に今の子どもたちは生きていると言われております。

小学校では、4月から新しい学習指導要領による教育の移行期が始まります。このような予測困難な社会で、生きる力を育むために「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」の3つを柱にした教育課程の編成が求められております。

そして、学校と地域が連携・協働しコミュニティ・スクールとして、共通の目標をもって子どもたちの成長を支えていくことが進められております。

これまでの本町で取り組んできた成果を生かしつつ、社会の変化と教育改革の動向を踏まえながら、町民一人ひとりの個性や能力、主体性や意欲を尊重するとともに、学校・家庭・地域の連携を重視しながら、未来を担う子どもたちのためのきめ細かな対応や、幅の広い社会教育活動により、心豊かに学ぶことができる教育諸条件や教育環境の整備を推進してまいります。

1. 学校教育の充実

新学習指導要領においては、教育基本法等で定められる目的及び目標の達成をめざしつつ、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められております。

そのために、「社会に開かれた教育課程」の実現の元、教職員のみならず、保護者や地域とも目的及び目標を共有し、一丸となって学習指導要領の理念や内容を学校の教育計画に具体化するとともに、日々改善を進める学校経営が重要になってまいります。

以下、教職員一人ひとりが教育公務員としての自信と誇りを持ち、保護者や地域の信頼に応える、魅力ある学校づくりを推進する学校教育の施策について大きく7点にわたって申し上げます。

《信頼に応える魅力ある学校づくりの推進》

学校が、保護者や地域の信頼に応え、子どもの健やかな成長を図っていくためには、学校、家庭、地域が目指す目標や成果と課題を共有し、共に「生きる力」を育む教育を推進することが肝要であります。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 生きる力を育む教育課程の編成・実施・改善

予測困難な時代を生き抜くためには、知識や技能を習得するだけでなく、それらを活用する力の育成が求められております。そして、学んだことを生き方や社会に生かそうとする姿が求められております。

そのために、学校においては教育目標の実現に向けて、チーム学校として育てたい子ども像の実現に向けて授業改善等に取り組んでまいります。

道徳の教科化に向けては、小学校では4月より検定教科書を使った授業が始まり、中学校においては、教科化に向けた準備の最終年となります。指導計画の立案や授業改善の取組みをより一層進めてまいります。

昨年度より2名体制になったALTは、これまで以上に小中学校の外国語の授業に入れるようにシフトを工夫し、子どもたちが本物の英語に触れる機会を拡充できるようにしてまいります。

(2) 社会に開かれた教育課程の実現

これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくことが重要となります。そのために、各学校の特色ある教育活動を実現する方策として、学校教育における教育課程を保護者や地域と共有いたします。そして、学校評価を検証のツールと考え、保護者や地域と協力しながら子どもたちの成長を支えてまいります。

なお、「地域とともにある学校」の仕組みとして導入が進められている「コミュニティ・スクール」につきましては、本町でのこれまでの学校、家庭、地域の連携を踏まえ、よりよい導入のあり方について検討してまいります。

(3) 教員の資質の向上

子どもたちの「生きる力」の育成を目標に教育活動を行う学校にあっては、教員の資質の向上が重要になることはいうまでもありません。そのために、長期休業期間を活用した「標茶町教員授業力向

上研修」を年2回実施いたします。また、教員が積極的に自己研鑽を図り、意欲を持って教育活動に取り組めるよう、釧路教育局の指導主事や指導室の学校訪問指導の充実を図るとともに、各種研修会・講座について情報提供や参加への呼びかけなど支援してまいります。

各学校においては、年間計画に基づき校内研修に取り組み、その成果を公開・交流し、指導力の向上に努めてまいります。そこで、平成30年度は、研究指定校を2校とし、指導力向上に向けた研修活動を支援してまいります。

《確かな学力の育成》

確かな学力の育成には、学習意欲を基盤とした学習により、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの能力及び主体的に学習に取り組む態度を育むことが求められております。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 基礎・基本の確実な習得と活用能力の育成

基礎・基本の確実な習得と活用能力の育成においては、子どもたちの学力や学習の状況を的確にとらえ、実態に応じた指導の工夫や改善を家庭と連携して行うことが大切であります。

そのために本町においては、町標準学力調査の実施により「基礎・基本」や「活用力」の定着の状況、「学習に対する意識」等を詳細に把握するとともに、全国学力・学習状況調査の調査結果の分析も加味しながら、実効性のある学力向上プランを策定し、指導の改善・充実に生かしてまいります。

学習指導にあたっては、体験的な学習や問題解決的な学習が重要であるといわれております。子どもたちが納得して学習ができるようにするために、校外学習の計画的な実施や外部講師による授業な

どについて支援してまいります。

「ふるさと教育」の充実を図るために、社会科や総合的な学習の時間で活用できる、社会科郷土読本「わたしたちの標茶」の改定作業を進めてまいります。

また、全小中学校に配置されている実物投影機をはじめとするICT機器の有効な活用による授業改善をより一層進めてまいります。

（２）個に応じたきめ細かな指導の充実

各教科等の指導にあたっては、指導時数を十分確保し、児童生徒の実態に応じ、習熟度別・少人数指導やティーム・ティーチングなどの学習形態の工夫、発展及び補充的な学習の工夫などを通して、きめ細かな指導の充実を図るとともに、各学校の長期休業中の学習サポートに対する環境整備等、学習内容が個に応じて適切に定着できるよう支援してまいります。

また、指導と評価の一体化を図る観点から、指導過程や学習の成果を評価し、指導の改善に結びつけるよう、評価方法や評価内容を見直し、一人ひとりに応じた指導の充実に努めてまいります。

（３）生活習慣の確立

確かな学力の育成には、家庭における食生活や学習習慣など、生活習慣の確立が不可欠であります。そのため、今後も学校、家庭、地域が連携し「早ね、早おき、朝ごはん」の運動を引き続き推進するとともに、生活リズムチェックシート等を活用して、家庭における学習習慣の確立に努めてまいります。また、各小中学校において、栄養教諭による食育に関わる授業の推進を支援してまいります。

（４）今日的な教育課題への対応

自己の進路や生き方の選択に生かし、夢や希望を持って将来を設計するために取り組んでまいりましたキャリア教育や食に関する教育についてもその充実を図ってまいります。

情報社会において適正な活動を行う基になる考え方と態度を養うため、学校や家庭との連携を図りつつ、インターネットや携帯電話の利用等における情報モラルを身に付ける指導に取り組んでまいります。また、情報端末機器の使用等におけるトラブルの未然防止について啓蒙活動に取り組んでまいります。

《豊かな心の育成》

昨今、子どもの心の成長にかかわる現状について、自制心や規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下、さらには、自尊感情の乏しさなどの課題が指摘されています。子どもたちの豊かな人間性を育むために、以下の点について取り組んでまいります。

(1) 道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育では、特別活動や総合的な学習の時間などを活用した、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動などの体験活動を一層推進し、道徳性の向上に努めてまいります。

また、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から「特別の教科 道徳」が始まります。道徳教育の要となる道徳科では、身につけたい資質等の重点化を図り、校内における推進体制を確立し、教科書等を活用した道徳の授業の充実・改善に努めてまいります。

なお、学校と家庭、地域と道徳的諸価値を共有し、連携して道徳的心情や実践意欲を育てる観点から、今年度も、道徳の時間の組織的・計画的な授業公開をはじめ、豊かな心の育成に関わるさまざまな学校での取り組みを公開するよう努めてまいります。

さらに、問題行動等の未然防止に向けた「非行防止教室」の継続的な実施にも努めてまいります。

(2) いじめや不登校への対応

いじめや不登校への対応は、未然防止、早期発見、早期対応が最も重要であるといわれております。そのことを踏まえ、家庭や地域、関係機関との連携を図りつつ、適切な対応に努めてまいります。とりわけ、いじめ問題への対応については、これまで取り組んできたいじめ実態調査を、引き続き実施するとともに、リーフレットの活用を通じて、家庭と成果や課題を共有し、学校、家庭、地域が一体となった取り組みを充実してまいります。

また、子どもたち自らがいじめの問題について考え、よりよい人間関係づくりを実現するため、「児童生徒によるいじめ根絶に向けた1学校1運動」の取り組みを推進するとともに、「いじめ根絶子ども会議」を開催し、各学校の取り組みを交流し合い、いじめ根絶に対する意識を高める機会といたします。さらに、その様子を紙面にて紹介し、積極的にアピールすることで、家庭や地域と連携した活動へ発展させてまいります。

不登校への対応については、幼保、小、中の連携を一層深め、小1プロブレム、中1ギャップなど環境の変化による不適応状況の予防に努めてまいります。特に、標茶中学校とその校区の3校の小学校において、北海道教育委員会による「中1ギャップ問題未然防止事業推進地域」の研究指定を活用し、スクールカウンセラーの活用や校種間の連携強化により未然防止の取り組みを進めてまいります。

（3）読書活動の充実

読書は、豊かな心の育成や学力の基盤として、今後も重視してまいります。各学校においては、子どもたちが日頃から読書に親しむことができるよう学校図書館の活性化、図書館職員等による読み聞かせや朝の短い時間を活用した一斉の読書タイムの設定など、豊かな心と確かな学力を支える読書活動の充実を推進してまいります。

また、今後も町立図書館との連携を図り、子どもたちに読書の楽

しさを伝え、読書の習慣化につながるよう努めてまいります。

《子どもの健康な体の育成と安全》

体力は「生きる力」の極めて重要な要素であります。そこで、児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣等の状況について、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果等を踏まえ、体育・健康に関する指導の改善を図るとともに、子どもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することに努めてまいります。

健康指導では、学校保健安全法が定める検診の実施はもとより、生命の尊厳や人間教育を基盤とした性教育の推進、薬物乱用防止教室の実施、疾病予防や事故防止等、健康管理に努めてまいります。

安全指導では、学校の危機管理マニュアルに基づき、関係機関と連携のうえ交通安全指導や防災訓練を計画的に実施し、校内事故や交通事故等の予防指導を進めてまいります。

特に、登下校や校外における安全確保につきましては、小学校を中心とした学校安全マップの整備・充実に努めるとともに、「標茶町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携し、通学路等の安全確保に向けた取り組みを進めてまいります。

不審者対策につきましては、校内侵入時や校外での遭遇時に子どもたちが適切な退避行動をとれるよう、関係機関と連携した防犯教室の実施等により、引き続き指導を徹底してまいります。

防災教育につきましては、危機について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるよう、学校の教育活動全体を通してその体制整備に努めてまいります。

学校給食につきましては、子どもたちの食生活や食習慣と密接に関係することから、学校、家庭、地域との連携を図りながら食育推進の一翼を担ってまいります。

また、昨年に引き続き、経年劣化が著しい給食用食器の更新を行うとともに、使用食材の厳選、地場製品の活用、衛生管理及び栄養

バランスのとれた献立など、安全で安心な美味しい学校給食の提供に努めてまいります。

《特別支援教育》

特別支援教育につきましては、各学校における取り組みの交流や研修を通して教師の専門性の向上を図るとともに、校内支援体制の更なる充実に向け、町の特別支援教育連絡協議会への支援に努めてまいります。また、特別支援学校及び北海道教育大学釧路校との連携を図った校内の取り組みの充実と、校種間の連携を進めるとともに、個別の指導計画や教育支援計画の作成と活用の促進に努めてまいります。さらに、障がいのない子どもとの交流及び共同学習を一層推進し、相互理解と認識を深めるための指導の充実を努めてまいります。

また、よりきめ細かな支援を行うために、対象児童生徒の教育的ニーズに応じた支援体制や学習環境を整備するとともに、特別支援教育支援員につきましては、標茶小学校に5名、標茶中学校には1名増員し、3名配置してまいります。

《幼稚園教育》

近年の子どもの育ちの変化や社会の変化に対応し、家庭との連携を深め、幼児の健やかな成長を図ってまいります。また、小学校教育との円滑な接続を重視し、小学生との交流を一層推進するとともに、幼稚園における多様な体験や幼児同士の言葉による伝え合いができるよう、幼稚園教育の充実を努めてまいります。

就学前の幼児教育の確立のため、さらに保育園との連携を深めるとともに、合築施設の長所を生かした運営に努めてまいります。

《教育環境の整備》

教育環境の整備につきましては、教育効果の向上を図るためには重要な課題であります。児童生徒の立場にたち、各学校の児童生徒数の将来動向等に留意のうえ、PTA及び地域振興会等への情報提供を行い、児童生徒へのよりよい環境づくりに努めてまいります。

スクールバスの運行につきましては、児童生徒の安全を確保するため関係機関の連絡体制をより緊密にし、安全運行の指導を徹底してまいります。

学校施設等の整備につきましては、標茶中学校校舎防音工事を進めてまいります。また、維持補修および衛生管理、教材・器具等の整備につきましては、適切に対処してまいります。

学校給食共同調理場の建て替えにつきましては、引き続き関係各課と整備方針の検討を進めるとともに、関係機関並びに先進地の自治体等から、施設整備に関する情報収集に努めてまいります。

2. 社会教育の充実

本年度は、標茶町社会教育第8次中期計画の初年度になります。過去5年間の検証と評価に基づき、社会教育委員をはじめとする各種委員会等の協力を得て、生涯学習の理念を踏まえ、住民一人ひとりが充実した人生を営むために、自発的、自主的に行う学習活動の成果を活用し、自己の研鑽と社会の形成に主体的に参画しながら、「地域づくり」「人づくり」を進めていくことが、社会教育のねらいであると考えます。

また、高等教育機関の機能を積極的に活用し、推進してまいります。

《家庭教育への支援》

家庭教育につきましては、子育て支援センターをはじめとする関係機関との連携により、全ての教育の出発点である乳幼児期からの親子のふれあいや豊かな情操を身につけるための支援に努めて参ります。

《青少年教育の充実》

青少年の活動につきましては、標茶高校との連携による「しべちゃアドベンチャースクール」や「地域子ども教室」をはじめ各種体験活動の充実に努めるとともに、「少年の主張大会」や「子どもの夢を育てるまつり」などの事業を推進してまいります。併せて、標茶町青少年健全育成推進連絡協議会の機能が充分発揮できるよう各関係機関・団体等と連携を図りながら青少年に良好な環境づくりに努めてまいります。また、成人式前夜祭の開催に向けた新成人による実行委員会を引き続き支援してまいります。

《成人教育の充実》

成人の活動につきましては、公民館等を中心として趣味の講座や健康づくり教室、レクリエーション等、心の豊かさを実感できる事業から、家庭や地域を取り巻く様々な課題を解決するための学習支援に努めてまいります。

また、女性の活動におきましても、女性のつどいや男女平等参画フォーラム等をはじめ、まちづくりに対する女性団体の活動を支援してまいります。

《高齢者教育の充実》

高齢者の活動につきましては、趣味を持ち健康的な生活とスポーツを楽しむことや、健やかで充実した生活を営むことができる環境づくりのため、各公民館で行われている「各種講座」や「たんちよ

う大学」等の学習機会の充実と社会参加の機会の提供に努めてまいります。

《文化の振興》

文化の振興につきましては、各種公民館講座をはじめ町内の社会教育施設を拠点として活動する、社会教育認定団体の自主的な文化活動や地域の特色を生かした総合文化祭、文化講演会等に対する支援を継続するとともに、文化バス事業による優れた芸術等の鑑賞機会の提供に努めてまいります。また、標茶の礎を築いた郷土の歴史・文化を伝承する講座等を開催してまいります。

《文化財の保護と活用》

文化財の保護と活用につきましては、町にとって歴史上または学術上価値の高い有形・天然記念物を町指定文化財に8件指定しております。

特に、旧北海道集治監釧路分監本館につきましては、国内で唯一創建から132年が経過する今も、当初の姿を保つ集治監庁舎であり、本町を拠点とした東北海道の開拓史を語るうえで極めて歴史的価値は高く、適切な保存と活用が重要であることから、耐震補強とともに当時の間取りに復元し、貴重な財産として後世へ引き継ぐため、集治監及び軍馬補充部時代に特化した展示資料とともに町内外へ学習資源としての活用を図ってまいります。

また、国の埋蔵文化財に登録されている包蔵地は町内全域に210か所が確認されており、これらの適切な保存と関係機関、団体と連携した活用に努めてまいります。

《スポーツの推進》

スポーツの推進につきましては、スポーツ基本法の理念に基づき、住民のだれもが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親

しむことができるようスポーツ推進委員や健康づくり運動指導員による指導・普及体制の充実に努めてまいります。併せて、子どもから高齢者を対象にした各種スポーツ大会・教室を引き続き開催し、スポーツ人口の底辺拡大と競技力の向上に努めてまいります。

また、引き続き全国・全道規模等の大会出場に係るスポーツ振興助成金による支援に努めてまいります。

障がい者スポーツにつきましては、身体的、精神的に効果が期待できるスポーツ教室等を通じて運動の日常化に努めてまいります。

学校開放事業につきましては、学校の協力のもと引き続き実施してまいります。

《図書館の活動》

図書館の活動につきましては、人づくり、まちづくりの機能を果たすべき役割の重要性を再認識し、町内における「学習拠点」として、「資料提供」「全域サービス」「児童サービス」の3点を重点項目として、運営に努めてまいります。

図書利用の促進につきましては、全町民が利用の機会を得られるよう、移動図書館車の運行をはじめ、各地域文庫、学校文庫の充実に努め、全域サービスを図ってまいります。また、高齢や身体に障がいのある方、乳幼児を抱えて図書館利用が困難な方には、移動図書館車の個人住宅巡回や配本により図書館利用ができる体制を図ってまいります。

児童サービスにつきましては、「標茶町子どもの読書活動推進計画」に基づき、更に充実させてまいります。また、司書による学校訪問や子育て支援センターとの連携による子育てメソッド、それに伴うボランティアの育成、図書館まつりや人形劇等の子ども行事の開催により、読書にふれあう環境づくりに努めてまいります。

資料提供につきましては、他の公共図書館や大学・学術機関との

協力体制のもと、迅速な資料提供に努めてまいります。

また、常に蔵書構成の見直しを図りつつ、各種講座、講演会、展示会開催など住民の学習意欲を助長する取り組みに努め、住民の暮らしに根ざした図書館の運営に努めてまいります。

《博物館の活動》

郷土館展示機能の移転に伴い改修整備を行った博物館につきましては、博物館機能の4つの役割であります「収集と整理・保管」「公開と展示」「普及と教育」「調査と研究」に加え、企画展や各種講座の開催に努めてまいります。また、親しみやすい施設の愛称として採用した「ニタイ・ト」（森と湖）を活用して町内外にPRを展開してまいります。

《社会教育施設の整備》

学習拠点である社会教育施設につきましては、利用者が安心して学習活動ができるよう、緊急性や利用頻度を考慮しながら標茶町公共施設総合管理計画に基づく施設の長寿命化による維持管理に努めてまいります。特に体育施設につきましては、有効活用を図るため、管理・運営等のあり方について、評価・検証に取り組んでまいります。

以上、平成30年度の教育行政方針につきまして申し述べましたが、町民の負託に応えるよう努力してまいります。

町議会並びに町民各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。